⑶　造船事業者団体
⑷　企業単独型受入造船企業
⑸　国土交通省
⑹　法務省
⑺　厚生労働省
⑻　その他の関係機関

3　特定監理団体は、第６の２及び３の届出を受けたときは、遅滞なく、適正監理推進協議会に報告しなければならない。

4　適正監理推進協議会の事務を処理させるため、国土交通省に事務局を置く。

5　この告示に定めるもののほか、適正監理推進協議会の運営に関し必要な事項は、適正監理推進協議会が定める。

第９　監査及び指示

1　特定監理団体は、次に掲げる事項について、少なくとも３月に１回、受入造船企業の所在地に赴いて当該受入造船企業に対し監査を行い、その結果を国土交通省、受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとする。
⑴　適正監理計画の実施状況に関すること。
⑵　適正な労働条件の確保に関すること。
⑶　安全性の確保に関すること。
⑷　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
⑸　その他国土交通省が必要と認めること。

2　受入造船企業は、１の監査があったときは、特定監理団体に外国人造船就労者の受入状況を報告するものとする。

3　特定監理団体は、監査を実施したときは、その結果を踏まえ、適正監理計画に即した造船特定活動が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。

4　特定監理団体は、受入造船企業による別表第２の不正行為を知った場合には、直ちに監査を行い、国土交通省、受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会にその結果を報告するものとする。

5　特定監理団体は、１又は４の監査を行うに当たっては、外国人造船就労者と面接を行い、造船特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。

6　国土交通省は、必要と認めるときは、１の規定にかかわらず、受入造船企業に対し自ら監査を行い又は特定監理団体に監査を行うことを指示することができる。

7　受入造船企業は、１、４又は６の監査及び５の面接が円滑に実施できるよう協力するものとする。

8　国土交通大臣は、１、４又は６の監査において、外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めたときは、当該是正を必要とする事項について特定監理団体及び受入造船企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

9　国土交通大臣は、すべての受入造船企業に対して、特に必要があると認めるときは、立入検査を行うことができる。

10　国土交通大臣は、造船特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、特定監理団体又は受入造船企業に対し、外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができる。

11　企業単独型受入造船企業は、少なくとも３月に１回、次に掲げる事項について自ら確認し、その結果を国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとする。
⑴　企業単独型適正監理計画の実施状況に関すること。
⑵　適正な労働条件の確保に関すること。
⑶　安全性の確保に関すること。
⑷　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
⑸　その他国土交通省が必要と認めること。

12　企業単独型受入造船企業は、11の確認を実施したときは、その結果を踏まえ、企業単独型適正監理計画に即した企業単独型造船特定活動が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。

13　企業単独型受入造船企業は、別表第２の不正行為を知った場合には、直ちに自ら確認を行い、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会にその結果を報告するものとする。

14　企業単独型受入造船企業は、11又は13の確認を行うに当たっては、外国人造船就労者と面接を行い、企業単独型造船特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。

15　国土交通省は、必要と認めるときは、11の規定にかかわらず、企業単独型受入造船企業に対し自ら監査を行うことができる。

16　企業単独型受入造船企業は、15の監査が円滑に実施できるよう協力するものとする。

17　国土交通大臣は、11若しくは13の確認、又は15の監査において、外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めたときは、当該是正を必要とする事項について企業単独型受入造船企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

18　国土交通大臣は、すべての企業単独型受入造船企業に対して、特に必要があると認めるときは、立入検査を行うことができる。

19　国土交通大臣は、企業単独型造船特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、企業単独型受入造船企業に対し、外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができる。

第10　外国人造船就労者との面接

1　特定監理団体は、第９の１又は４の監査を補完するため、必要と認めるときは外国人造船就労者と面接し、造船特定活動の実施状況等を確認するものとする。

2　受入造船企業は、１の面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

3　企業単独型受入造船企業は、第９の11又は13の確認を補完するため、必要と認めるときは外国人造船就労者と面接し、企業単独型造船特定活動の実施状況等を確認するものとする。

第11　帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

1　受入造船企業は、外国人造船就労者が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。

2　特定監理団体は、１の場合において、受入造船企業が帰国旅費を支弁できないときは、当該外国人造船就労者の帰国旅費を負担するものとする。

3　企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。

第12　造船特定活動の継続が不可能となった場合の措置

第13の１又は２の認定の取消があった場合のほか、特定監理団体又は受入造船企業に起因する理由により適正監理計画に従った造船特定活動の継続が不可能となった場合において、外国人造船就労者に責がなく、かつ、本人が継続して造船特定活動の実施を希望するときは、特定監理団体は、あらかじめ造船特定活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入造船企業を確保するよう努めるものとする。